

大阪市立高校無償譲渡訴訟「控訴審期日」を傍聴する

昨日 21 日、大阪高裁 82 号法廷で行なわれた大阪市立高校無償譲渡訴訟を傍聴した。法廷は 5 分で終わったが、その後の弁護士会館での報告会は、活発に意見が交換された。ふと、昨年 3 月 25 日の大阪地裁での判決の日を思い出した。

4 月 1 日に予定される大阪市の市立高校 22 校の大阪府への無償譲渡の差し止めを求める住民訴訟の判決が 25 日、大阪地裁（森鍵一裁判長）で言い渡された。個別台帳ベースの土地・建物だけで約 1500 億円という前例のない巨額の無償譲渡を違法だとして、市立高校の卒業生ら大阪市民 5 人が 2021 年 10 月 7 日に提訴し、半年足らずという行政訴訟としては異例のスピードで下される判決に注目が集まった。原告側は「議会の議決を経ずに 1500 億円もの市有財産を無償譲渡するのは議会軽視も甚だしく、市民の財産を投げ捨てる行為」と主張した。

15 時から 202 号大法廷で判決が下された。傍聴前に多くの人が並んだが、運よく抽選に当たり、傍聴席の最前列で期待をこめて判決を待った。住民監査請求に注目して、住民訴訟の最初から毎回、傍聴を続けてきた。3 月末までに判決を出すという裁判長に期待して、判決を聞いていたが、きわめて残念な判決文が読みあげられた。わかりにくい判決の言い渡しだったが、「原告請求はいずれも棄却」という声が法廷に伝わると、思わず声をあげた。

写真は判決後、裁判所前で支援者に「不当判決」を示す弁



護士。「勝訴」を信じていた支援者は、落胆した様子の人が多かった。弁護士は判決について次のように語った。判決は残念ながら、住民監査請求の結論から一步も出ていない。大阪市立高校の府への無償譲渡に対して、議会での議決はなく、議会の存在意義が問われる。地方財政法・地方自治法違反についても、政策的判断をしている。「不当判決」と言わざるをえない。次のステップとして、高裁に控訴して「不当判決」を覆していきたい。弁護士会館で報告集会があり、弁護士からの説明のあとで質疑が行われた。挙手して最初に発言した。矛盾の多い期待に反する判決であり、信じがたい思いだ。判決の問題点をしっかり吟味して、次のステップ（損害賠償請求訴訟）に向かっていく必要がある、などと述べた。参加者からは疑問と怒りの声が続いた。市立高校生も参加して発言したので、元気をもらうことができた。

その後、大阪高裁で控訴審が始まった。昨年 4 月から大阪市立高校の大半が大阪府に移管されたので、差止請求から損害賠償請求に移ることになった。住民(行政)訴訟の手続きの関係で、控訴審と別に住民監査請求して住民訴訟を提訴することも必要となった。

控訴審と地裁での新たな住民訴訟が同時に進むことについて、報告会でも質問した。要は大阪市立高校の府への移管はイカンということ、それも大阪市の財産を府に無償で譲渡することはイカンということ争うことになる。今後も傍聴を続けたい。

(2023 年 4 月 22 日)